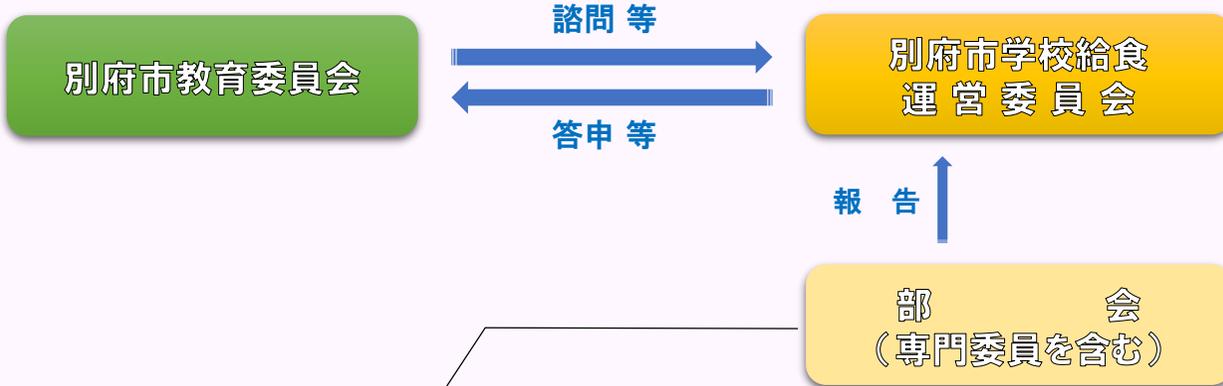




# 別府市学校給食運営委員会の役割

## ■ 別府市学校給食運営委員会のイメージ図



○ 令和4年3月議会にて条例の議案提出  
(同4月1日施行)

学校関係者・有識者・市関係者等により構成されます。  
 「学校給食の運営に関する重要な事項」  
 (例：調理施設の管理・運営、学校での食育計画  
 献立作成の方針、食品選定の方針 など )  
 について、別府市教育委員会からの諮問事項に対して調査・審議し、その他重要な事項について報告を受け又は協議します。  
 また、必要に応じて、特別な事項を調査・審議するための専門委員を設置することができます。

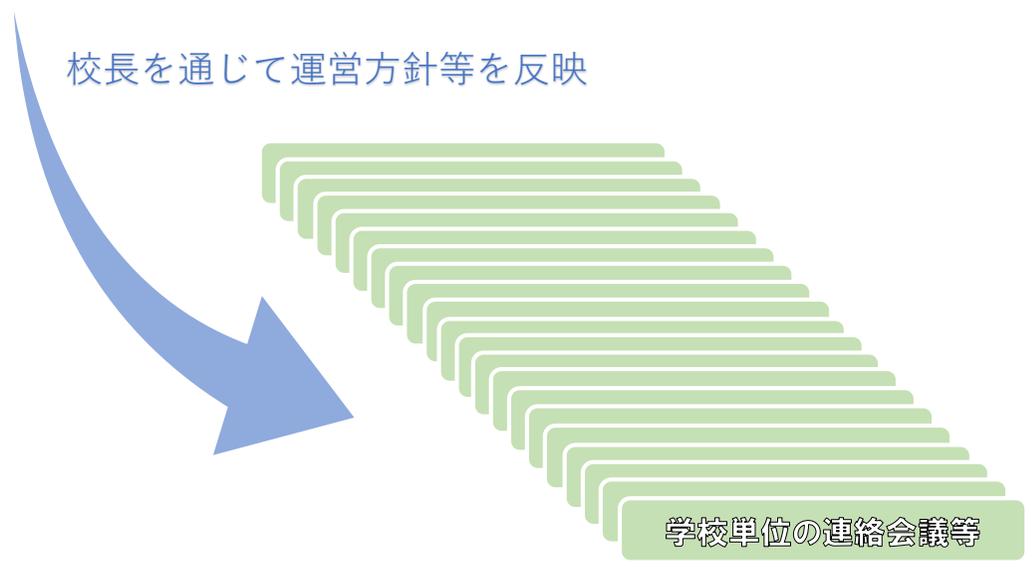
専門性をもって協議することが必要な事項に対して、必要に応じて専門委員を置くことができます。専門委員は、その専門性が必要な事項を調査・審議し、その結果を運営委員会へ報告します。

**専門委員を設置する事項の例：**

- 食物アレルギー対応の制度設計
- 食育・地産地消の課題解決
- 給食費の改定や制度設計

**など**

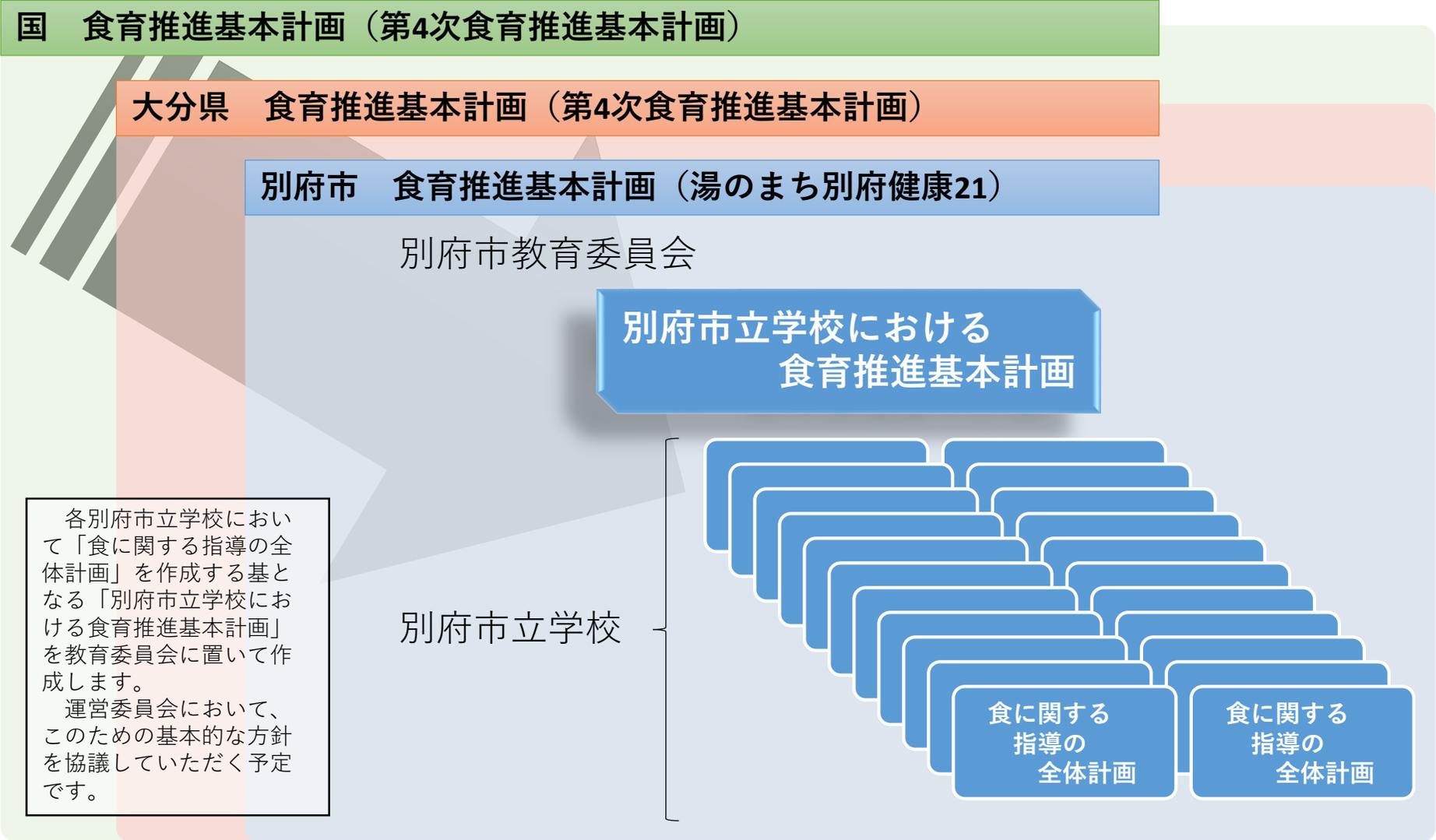
運営委員会は、専門委員の協議結果を基に答申します。



※ 令和5年度の1学期までは個別の運営委員会が存続。一元化後は、各別府市立学校において、上記のように整理し学校個別の運営委員会は廃止。

# 別府市学校給食運営委員会で取扱う事項と会議の頻度等

当面の間は、別府市立学校における食育推進計画の方針を検討することが委員会の主題となります。会議は年に3回程度、次回は8月頃開催し、別府市立学校における食育推進基本計画の方針について協議する予定です。



各別府市立学校において「食に関する指導の全体計画」を作成する基となる「別府市立学校における食育推進基本計画」を教育委員会に置いて作成します。  
運営委員会において、このための基本的な方針を協議していただく予定です。